

計画相談支援等マニュアル《別冊》

計画相談支援・ 障害児相談支援 報酬の算定要件等について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）』の改訂がされました。マニュアルの別冊として、この『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご活用下さい。

<引用>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準【厚生労働大臣が定める基準】
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準【厚生労働大臣が定める基準】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3

令和3年6月
令和4年7月 修正

札幌市保健福祉局 障がい福祉課
協力/さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

目次

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について①	4	
計画相談支援費（基本報酬）の算定について②-1	6	
障害児相談支援費（基本報酬）の算定について②-2	7	
計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について③-1 機能強化型	8	
計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について③-2 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う場合の機能強化型	10	
計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について④ 〈障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A〉	13	
加算の算定について①	利用者負担上限額管理加算	15
加算の算定について②	初回加算	16
加算の算定について③	入院時情報連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	18
加算の算定について④	退院・退所加算	20
加算の算定について⑤	居宅介護支援事業所等連携加算 （計画相談支援のみ）	22
加算の算定について⑥	保育・教育等移行支援加算 （障害児相談支援のみ）	26
加算の算定について⑦	医療・保育・教育機関等連携加算	28
加算の算定について⑧	集中支援加算	29
加算の算定について⑨	サービス担当者会議実施加算	31
加算の算定について⑩	サービス提供時モニタリング加算	33
加算の算定について⑪	主任相談支援専門員配置加算	35
加算の算定について⑫	ピアサポート体制加算	36

加算の算定について⑬	行動障害支援体制加算	39
加算の算定について⑭	要医療児者支援体制加算	41
加算の算定について⑮	精神障害者支援体制加算	42
加算の算定について⑯	地域生活支援拠点等相談強化加算	43
加算の算定について⑰	地域体制強化共同支援加算	45
加算の基本報酬との併給可否可否 及び 基本報酬を算定しない加算のみの算定 <一覧>		48

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について①

		基本報酬	居宅介護支援費 重複減算（Ⅰ）	居宅介護支援費 重複減算（Ⅱ）	介護予防支援費 重複減算	特別 地域加算	
単位数	計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1864単位	-572単位	-881単位	+15/100	
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1764単位	-572単位	-881単位		
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1672単位	-572単位	-881単位		
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1622単位	-572単位	-881単位		
		サービス利用支援費（Ⅰ）	1522単位	-572単位	-881単位		
		サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位		-92単位		
	障害児相談支援	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2027単位				
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1927単位				
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1842単位				
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1792単位				
		障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1692単位				
		障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位				
4	報酬の算定要件	<p>以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない</p> <p>【計画相談支援】</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p> <p>【障害児相談支援】</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意</p> <p>(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p>	<p>居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い</p> <p>一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）</p> <p>相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）</p> <p>相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数から減算する。</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合に加算する。</p> <p>※ 計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について②の【特別地域加算】参照</p>			

『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について(マニュアル)』第3章の該当箇所
P13、14、16の5(1)(2)(3)／P16の5(4)特別地域加算

		基本報酬	居宅介護支援費 重複減算(Ⅰ)	居宅介護支援費 重複減算(Ⅱ)	介護予防支援費 重複減算	特別 地域加算	
単位数	計画相談支援	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1613単位	-623単位	-932単位	-16単位	+15/100
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1513単位	-623単位	-932単位	-16単位	
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1410単位	-623単位	-932単位	-16単位	
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1360単位	-623単位	-932単位	-16単位	
		継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1260単位	-623単位	-932単位	-16単位	
		継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606単位		-278単位		
	障害児相談支援	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1724単位				
		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1624単位				
		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1527単位				
		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1476単位				
		継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1376単位				
		継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位				
報酬の算定要件	以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない		前頁同様			前頁同様	
	<p>【計画相談支援】</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についてのサービス利用支援費の(一)から(四)までに準じた手続の実施</p> <p>【障害児相談支援】</p> <p>(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての障害児支援利用援助費の(一)から(四)に準じた手続の実施</p>	<p>介護予防支援費重複減算</p> <p>相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、かつ、要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費を算定した場合に、1月につき所定単位数から減算する。</p>					

計画相談支援費（基本報酬）の算定について②-1

<p>取扱件数の取扱いについて</p>	<p>サービス利用支援費（Ⅰ）と継続サービス利用支援費（Ⅰ）については、指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>
<p>サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p>	<p>サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
<p>継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p>	<p>継続サービス利用支援費については、障害者総合支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p>
<p>障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p>	<p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p>
<p>同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p>	<p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p>
<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地 五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定計画相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>

障害児相談支援費（基本報酬）の算定について②-2

<p>取扱件数の取扱いについて</p>	<p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）と継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>
<p>障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p>	<p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
<p>継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</p>	<p>継続障害児支援利用援助費については、児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p>
<p>7</p>	
<p>同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</p>	<p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。 なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p>
<p>【特別地域加算】 厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p>	<p>一 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 三 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 第二条第一項に規定する辺地 五 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 六 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害児相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。</p>

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について③-1 ～計画相談支援の例～
機能強化型

機能強化型算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。	○	—	—	—
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。	—	○	—	—
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。	—	—	○	—
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名以上を常勤とするとともに、その内1名以上が現任研修を修了していること。 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。	—	—	—	○
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。	○	○	—	—

機能強化型算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
<p>(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針</p> <p>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</p> <p>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>(g) その他必要な事項</p> <p>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p>	○	○	○	○
<p>(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。</p> <p>現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p>	○	○	○	○
<p>(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</p>	○	○	○	○
<p>(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p>	○	○	○	○
<p>(4) 取扱件数が40件未満であること。</p> <p>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（「計画相談支援対象障害者等の平均数」）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（「相談支援専門員の平均員数」）で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p>	○	○	○	○

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について③-2 ～計画相談支援の例～
他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う（※）場合の機能強化型

※一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

- ・ 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
 - ・ 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。
 - ・ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。
- （★）

機能強化型算定要件	I	II	III	IV
<p>(1)-① 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	○	—	—	
<p>(1)-② 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	—	○	—	
<p>(1)-③ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p>	—	—	○	
<p>(1)-④ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</p>	○	○	—	

機能強化型算定要件	I	II	III	IV
<p>(2) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。</p>	○	○	-	/
<p>(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であって★の会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</p>	○	○	○	/
<p>(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。 現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</p>	○	○	○	/
<p>(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</p>	○	○	○	/
<p>(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p>	○	○	○	/
<p>(4) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取り扱い件数が40件未満であること。 また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（「計画相談支援対象障害者等の平均数」）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（「相談支援専門員の平均員数」）で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p>	○	○	○	/
<p>(5) 運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</p>	○	○	○	/

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2問32

(1) 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

(2) 協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能か。

(答)

(1) 以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

(2) ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。

なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

計画相談支援費と障害児相談支援費（基本報酬）の算定について④

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.1 問77

相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.2（平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ & A VOL.1問53一部修正）

機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発1206001）第二の2の(3)の規定（※）に準じた取扱いとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

(※)

第二 総論

2 用語の定義（基準第2条）

(3) 「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

VOL.2（平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ & A VOL.1問55一部修正）

機能強化型（継続）サービス利用支援費における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

VOL.2（平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&A VOL.1問56一部修正）
機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

（答）

（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。
なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。
なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

VOL.2（平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&A VOL.3問56一部修正）
機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件として、取扱件数が40件未満であることが示されているが、機能強化型（継続）サービス利用支援費を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前6月間の実績を基に取扱件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。
例えば、令和3年6月から機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定するためには、令和3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である令和2年11月から令和3年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。
なお、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

加算の算定について①

加算		利用者負担上限額管理加算
単位数	計画相談支援	150単位
	障害児相談支援	150単位
加算の算定要件		【計画相談支援】 利用者の負担額合計額の管理を行った場合 【障害児相談支援】 通所利用者負担額合計額の管理を行った場合
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録（作成） 備考		利用者負担上限額管理結果表

加算の算定について②

加算		初回加算
単位数	計画相談支援	300単位
	障害児相談支援	500単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 次のような場合 ① 新規にサービス等利用計画を作成する場合 ② 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 ③ 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 次のような場合 ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合 ② 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合 ③ 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算する。 ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>【障害児相談支援】 上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算する。 ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ）</p> <p>【障害児相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ）</p>
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算
記録		重ねて算定する場合について、入院時情報連携加算の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVol.2問28を参照
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問81

障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)
算定できる。

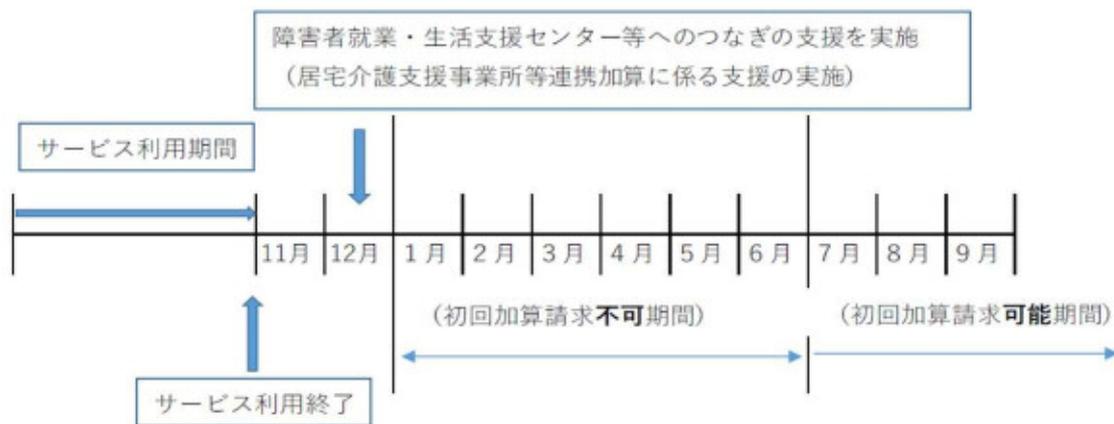
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

Vol.2問34

初回加算の算定月から、前6月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

(答)
以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から6月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。



加算の算定について③

加算		入院時情報連携加算(Ⅰ)・(Ⅱ)
単位数	計画相談支援	(Ⅰ) 200単位 (Ⅱ) 100単位
	障害児相談支援	(Ⅰ) 200単位 (Ⅱ) 100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等が病院又は診療所に入院するに当たり、 (Ⅰ) 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合 (Ⅱ) (Ⅰ) 以外の方法により必要な情報を提供した場合</p> <p>【障害児相談支援】 障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所に入院するに当たり、 (Ⅰ) 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合 (Ⅱ) (Ⅰ) 以外の方法により必要な情報を提供した場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が①③④⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が①③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合に入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定できない
記録		<p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※基準省令第30条第2項に規定する記録 ～計画相談支援の例～ 一 福祉サービス等(保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス)の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 等</p>
備考		<p>【計画相談支援】 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。 なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。</p> <p>【障害児相談支援】 「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。 なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2問28

記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるように整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 機関名、対応者氏名 開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 機関名 対応者氏名 開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） 検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） <p>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知（この資料では、各加算の算定要件）のとおり。</p>
サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 訪問した機関名、場所及び対応者氏名 訪問年月日、開始時刻、終了時刻 確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 サービス提供時の利用者の状況 その他必要な事項

加算の算定について④

加算		退院・退所加算
単位数	計画相談支援	200単位
	障害児相談支援	200単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていただ利用者退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合</p> <p>【障害児相談支援】 病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていただ障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 サービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児支援利用援助費の算定に併せて3回分を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ)</p> <p>【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)</p>
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が③の場合 ・医療・保育・教育機関等連携加算（退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合） ・集中支援加算の算定要件が③の場合
記録		<p>【計画相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>【障害児相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>

備考	<p>【計画相談支援】 「病院若しくは診療所又は障害者支援施設等」とは、のぞみの園、児童福祉法に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法に規定する救護施設若しくは更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院、更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）を含む。 「利用者に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>【障害児相談支援】 「病院若しくは診療所又は児童福祉施設等」とは、障害者支援施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院、更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設、更生保護法による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）を含む。また、児童福祉施設は乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。 「障害児及びその家族に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>
----	--

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

加算の算定について⑤

加算		居宅介護支援事業所等連携加算
単位数	計画相談支援	100単位 ①④の場合 300単位 ②③⑤⑥の場合 基本報酬を算定する月を除く
	障害児相談支援	
加算の算定要件		<p>これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</p> <p>① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</p> <p>② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合</p> <p>③ 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合</p> <p>④ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合</p> <p>⑤ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合</p> <p>⑥ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合</p>
算定回数		<p>計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。</p> <p>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p>

基本報酬を算定しない 加算のみの算定	可(②③⑤⑥の場合、基本報酬を算定している月は不可)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が①③④⑥の場合 ・退院・退所加算 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
記録	<p>①及び④を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>②及び⑤を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③及び⑥を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
備考	<p>①及び④の「必要な情報を提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</p> <p>①の「作成等に協力する場合」、④の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p>②及び⑤の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

VOL.2問33

「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

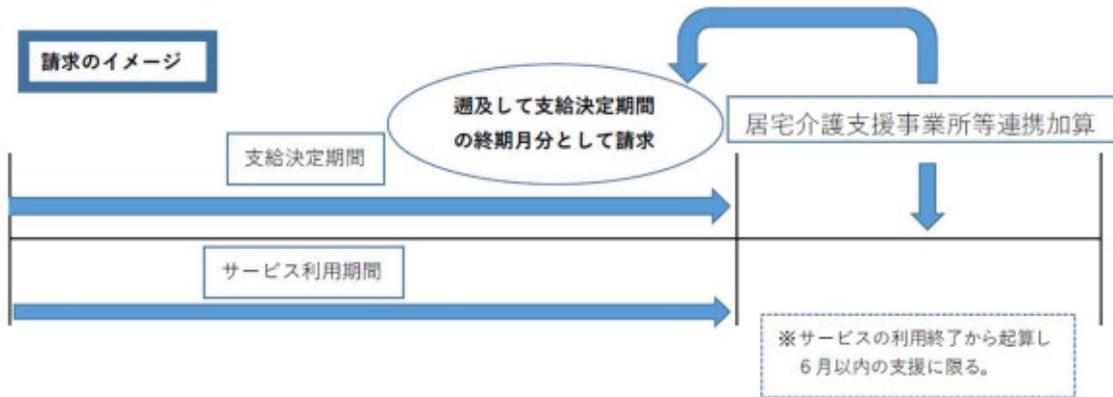
(答)

厚生労働省令(第34条の54)において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

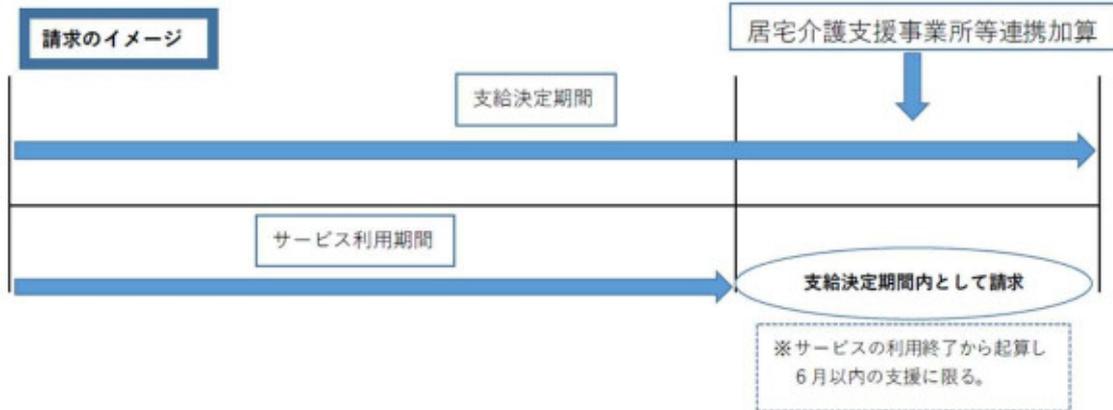
(i) 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



(ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった(サービスの利用を終了した)場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



(i) の場合、②⑤の居宅等を訪問し、面接を行った場合、③⑥の居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

(ii) の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、(i)と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】

(支給決定の取消し)

第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

VOL.2問35 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。 (答) それぞれ、主な連携先は以下を想定している。	
加算名	連携(つなぎ)先
居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関(※)及び地方自治体 (※)公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター
VOL.2問37 「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。 (答) 「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。 (※)当該利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況	

加算の算定について⑥

加算		保育・教育等移行支援加算
単位数	計画相談支援	
	障害児相談支援	100単位 ①の場合 300単位 ②③の場合
加算の算定要件		<p>これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</p> <p>① 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 ② 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合 ③ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合</p>
算定回数		<p>障害児が障害福祉サービス等を利用している期間において、①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。</p> <p>例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可(②と③の場合、基本報酬を算定している月は不可)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算 ※保育・教育等連携加算の算定要件が①③の場合 ・退院・退所加算 ※保育・教育等連携加算の算定要件が③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合

<p>記録</p>	<p>①を算定する場合は情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>②を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
<p>備考</p>	<p>①の「必要な情報を提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</p> <p>①の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

<p>※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照</p>
<p>※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVol.2問33を参照</p>
<p>※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVol.2問35を参照</p>
<p>※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVol.2問37を参照</p>

加算の算定について⑦

加算		医療・保育・教育機関等連携加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 次の要件をいずれも満たすものでなければならない ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努める イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努める</p> <p>【障害児相談支援】 次の要件をいずれも満たすものでなければならない ア 障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努める イ 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努める</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<p>【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ)</p> <p>【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)</p>
記録		<p>関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問83

「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

加算の算定について⑧

加算		集中支援加算
単位数	計画相談支援	300単位
	障害児相談支援	300単位
加算の算定要件		<p>【共通】 計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービ担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>【計画相談支援】 ① 障害福祉サービス等の利用に関して、<u>計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ</u>、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合 ② <u>サービス担当者会議</u>（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合 ③ <u>福祉サービス等を提供する機関等</u>（以下この③において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 ① 障害福祉サービス等の利用に関して、<u>障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ</u>、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合 ② <u>サービス担当者会議</u>（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合 ③ <u>福祉サービス等を提供する機関等</u>（以下この③において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 ①から③までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ所定単位数を加算する。</p> <p>【障害児相談支援】 ①から③までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ所定単位数を加算する。</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可(基本報酬を算定している月は不可)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算（I） ※集中支援加算の算定要件が③の場合 ・退院・退所加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合 ・居宅介護支援事業所等連携加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合 ・保育・教育等移行支援加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合

<p>記録</p>	<p>①を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>②を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
<p>備考</p>	<p>【共通】 当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</p> <p>【計画相談支援】 ①の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 ②の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 ③の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</p> <p>【障害児相談支援】 ①の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 ②の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者やその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 ③の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、地方自治体等をいう。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVol.2問35を参照

Vol.2問36

「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

(答)

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

加算の算定について⑨

加算		サービス担当者会議実施加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		<p>不可</p> <p>【計画相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、継続サービス利用支援費算定時のみ）</p> <p>【障害児相談支援】 （加算の算定要件に該当する場合の、継続障害児支援利用援助費算定時のみ）</p>
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		<p>サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
備考		<p>【計画相談支援】 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できない。</p> <p>【障害児相談支援】 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できない。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問84

「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

VOL.1問85

モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

※ 集中支援加算のVol.2問36を参照

加算の算定について⑩

加算		サービス提供時モニタリング加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合</p> <p>【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない</p> <p>【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		<p>【計画相談支援】 サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>【障害児相談支援】 サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する。 ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>【共通】 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
備考		

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問86

「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

VOL.1 問87

複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

VOL.1 問88

「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

加算の算定について⑪

加算		主任相談支援専門員配置加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要 主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定</p> <p>【障害児相談支援】 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要 主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		
備考		<p>「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。</p>

加算の算定について⑫

加算		ピアサポート体制加算
単位数	計画相談支援	100単位
	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		<p>都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</p> <p>ア 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者（以下「障害者等」という。）であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者</p> <p>イ 管理者、相談支援専門員又はその他指定計画（障害児）相談支援に従事する者</p> <p>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		<p>研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</p> <p>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。</p> <p>研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。 なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 (ア) 市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 (イ) 管理者、相談支援専門員又はその他指定計画（障害児）相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。 この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</p>

備考	<p>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</p> <p>障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</p> <p>(ア) 身体障害者 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</p> <p>(ウ) 精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。</p> <p>① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等</p> <p>(エ) 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</p> <p>(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法</p>
----	---

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

VOL.1 問4

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

（答）

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認した上で、都道府県又は市町村がピアサポーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアサポーターに関する講演については認められないこと。

また、自治体や民間団体が実施するピアサポーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。（対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。）

（参考1）自治体が発するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアサポーター養成研修（都道府県、指定都市、中核市）
- ・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアサポーター養成研修（都道府県）

（参考2）厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修
- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT（ファシリテーター）養成研修又はピアサポーター養成研修

（参考3）民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構が実施するピアサポーター養成研修
- ・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座（集中講座・長期講座等）等

VOL.1問5

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を受講した障害者等についても、経過措置期間経過後に加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

(答)

経過措置期間経過後に引き続き加算を算定するためには、経過措置期間中に地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要がある。

VOL.1問6

ピアサポート体制加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することについて、ピアサポーターから同意が得られない場合の加算の算定の取扱如何。

(答)

ピアサポーターの配置については、ピアサポートによる支援を希望する者に対して事業所選択の重要な情報として知ってもらうために公表することをピアサポート体制加算の算定要件としているものであるが、公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、ピアサポーターから同意が得られない場合においては、公表していない場合であっても、個々に利用者や利用申込者に対してピアサポーターを配置している旨を説明することを前提とした上で算定することとして差し支えない。

VOL.1問7

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(答)

算定することが可能である。

VOL.3問1

「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

(答)

研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられる。なお、研修の内容については、研修の実施要綱等により、その目的やカリキュラム等を確認することが必要である。

加算の算定について⑬

加算		行動障害支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		
備考		<p>【計画相談支援】 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意。</p> <p>【障害児相談支援】 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意。</p> <p>【共通】 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問89

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL.1問90

「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第一の1の(4)の規定(※)に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(※)

第一の1の(4)届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

VOL.1問91

「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL.3問13

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

(答)

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

VOL.3問14

「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

加算の算定について⑭

加算		要医療児者支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		
備考		<p>【計画相談支援】 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意。</p> <p>【障害児相談支援】 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意。</p> <p>【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

加算の算定について⑮

加算		精神障害者支援体制加算
単位数	計画相談支援	35単位
	障害児相談支援	35単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p> <p>【障害児相談支援】 精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること</p>
算定回数		
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		
備考		<p>【計画相談支援】 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意。</p> <p>【障害児相談支援】 精神障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意。</p> <p>【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

加算の算定について⑯

加算		地域生活支援拠点等相談強化加算
単位数	計画相談支援	700単位
	障害児相談支援	700単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 当該要支援者1人につき1月に4回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 当該要支援児1人につき1月に4回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		（計画相談支援又は障害児相談支援及び地域定着支援サービス費との関係は備考参照）
記録		<p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>
備考		<p>【計画相談支援】 他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。 なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>【障害児相談支援】 他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。</p> <p>【共通】 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問13

地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

（答）

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

VOL.1問14

「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

（答）

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

VOL.1問15

拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算（地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）の算定は可能か。

（答）

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

VOL.1問16

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

（答）

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

加算の算定について⑰

加算		地域体制強化共同支援加算
単位数	計画相談支援	2000単位
	障害児相談支援	2000単位
加算の算定要件		<p>【計画相談支援】 支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合</p> <p>【障害児相談支援】 支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合</p>
算定回数		<p>【計画相談支援】 当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度</p> <p>【障害児相談支援】 当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度</p>
基本報酬を算定しない 加算のみの算定		可
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない		
記録		<p>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照</p>

備考	<p>【計画相談支援】 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に基準省令第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告。 支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>【障害児相談支援】 相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告。 支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>【共通】 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 「別途定める内容」については、入院時情報連携加算の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol.2問28を参照。</p>
----	---

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 地域生活支援拠点等相談強化加算のVol.1問13を参照

※ 地域生活支援拠点等相談強化加算のVol.1問15を参照

VOL.1問16

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

VOL.1問20

「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVol.2問28を参照

加算の基本報酬との併給可否 及び 基本報酬を算定しない加算のみの算定可否

(何れも算定要件を満たしていることが前提)

		基本報酬				基本報酬を算定しない加算のみの算定	備考	他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない
		サービス利用支援費	障害児支援利用援助費	継続サービス利用支援費	継続障害児支援利用援助費			
特別地域加算	基本報酬に+15/100	○	○	○	○	×	減算があれば減算した単位数に加算	
利用者負担上限額管理加算	150単位	○	○	○	○	○		
初回加算	300単位	○	/	×	/	×	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算
	500単位	/	○	/	×	×	障害児相談支援	
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 200単位	○	○	○	○	○	何れか	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が①③④⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が①③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合に入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定できない
	(Ⅱ) 100単位							
退院・退所加算	200単位	○ 3回分 限度	○ 3回分 限度	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が③の場合 ・医療・保育・教育機関等連携加算(退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合) ・集中支援加算の算定要件が③の場合 	
居宅介護支援事業所等連携加算	算定要件が①④の場合 100単位	○	/	○	/	○	計画相談支援のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が①③④⑥の場合 ・退院・退所加算 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
	算定要件が②③⑤⑥の場合 300単位	×	/	×	/	○		
	障害福祉サービス等を利用している期間は①から⑥のそれぞれについて2回を限度							

保育・教育等 移行支援加算	算定要件が ①の場合 100単位		○		○	○	障害児相談支援のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算 ※保育・教育等連携加算の算定要件が①③の場合 ・退院・退所加算 ※保育・教育等連携加算の算定要件が③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
	算定要件が ②③の場合 300単位		×		×	○		
障害福祉サービス等を利用している期間は①から③のそれぞれについて2回を限度								
医療・保育・教育 機関等連携加算	100単位	○	○	×	×	×		<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合
集中支援加算	300単位	×	×	×	×	○		<ul style="list-style-type: none"> ・入院時情報連携加算（Ⅰ） ※集中支援加算の算定要件が③の場合 ・退院・退所加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合 ・居宅介護支援事業所等連携加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合 ・保育・教育等移行支援加算 ※集中支援加算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
サービス担当者 会議実施加算	100単位	×	×	○	○	×		
サービス提供時 モニタリング加算	100単位	○	○	○	○	○	1人の相談支援専門員 が1月に39件限度	
主任相談支援 専門員配置加算	100単位	○	○	○	○	×		
ピアサポート 体制加算	100単位	○	○	○	○	×		
行動障害支援 体制加算	35単位	○	○	○	○	×		
要医療児者支援 体制加算	35単位	○	○	○	○	×		
精神障害者支援 体制加算	35単位	○	○	○	○	×		
地域生活支援拠点 等相談強化加算	700単位	○ 4回分 限度	○ 4回分 限度	○ 4回分 限度	○ 4回分 限度	○ 4回分 限度		(計画相談支援又は障害児相談支援 及び地域定着支援サービス費との関係 は備考参照)
地域体制強化 共同支援加算	2000単位	○	○	○	○	○		